

# 補助金勉強会

小川逸朗行政書士事務所

Ogawa-agent

小川逸朗

一般社団法人日本中小企業サポート協会会員



# 本日のプログラム

---

個別補助金の概要

- ・ものづくり補助金

# 弊社について

---

小川逸朗行政書士事務所 Ogawa-agent

補助金・許認可・企業防犯・相続迄を  
中心に身近な相続手続きまでを支援しています

行政書士 小川逸朗

# 自己紹介

**名前:** 小川逸朗

**職業:** 行政書士、小川逸朗行政書士事務所代表

**プロフィール:** 小川逸朗は、北海道警察での33年間の勤務を経て、2014年に北海道警察を退職し、行政書士としての第二の人生をスタートしました。

○現在は、スタートアップ支援と各種補助金を活用して業務の安定とスケールアップを目指してゆけるように、補助金の活用と、申請支援を中心に行っております

○そのほかは相続に関連し、長年働いてきた方々が老後の人生を後悔することなく過ごせるようサポートしてきました。

特に相続は、人生で2回または3回しか経験しないため、実際に相続手続きを経験した者でなければスムーズに進めることが難しい現実に直面しています。

さらに、現在の経済状況下では、代襲相続が完了していることから、些細な問題が相続トラブルに発展するケースが増えています。

# 本日のセミナーでお伝えしたいこと①

---

コロナに伴う、「補助金バブル」が終わる前に  
是非、補助金申請をしていただきたい。

## 本日のセミナーでお伝えしたいこと②

---

- 最大1億円の補助金

「事業再構築補助金」と

最大3000万円の補助金

「ものづくり補助金」

が申請対象となるか？

【Q】

助成金申請したことがありますか？

助成金と補助金の違い



	<b>補助金</b>
管轄	 <b>経済産業省</b> <small>Ministry of Economy, Trade and Industry</small>
申請期間	10日～数ヶ月
審査	<u>審査あり</u>
目的	新事業や新サービス
財源	<u>税金</u>
従業員	必要
大企業の子会社	原則対象外

	<b>助成金</b>
	 <b>厚生労働省</b> <small>Ministry of Health, Labour and Welfare</small>
	原則 通年申請
	<u>要件主義：審査なし</u>
	働きやすい会社にする
	<u>雇用保険料</u>
	必要
	対象

COPY

COPY

COPY

COPY

COPY

補助金のバブル状況



# なぜバブルになったのか？

---

コロナに伴い2020年に  
事業再構築補助金が新設

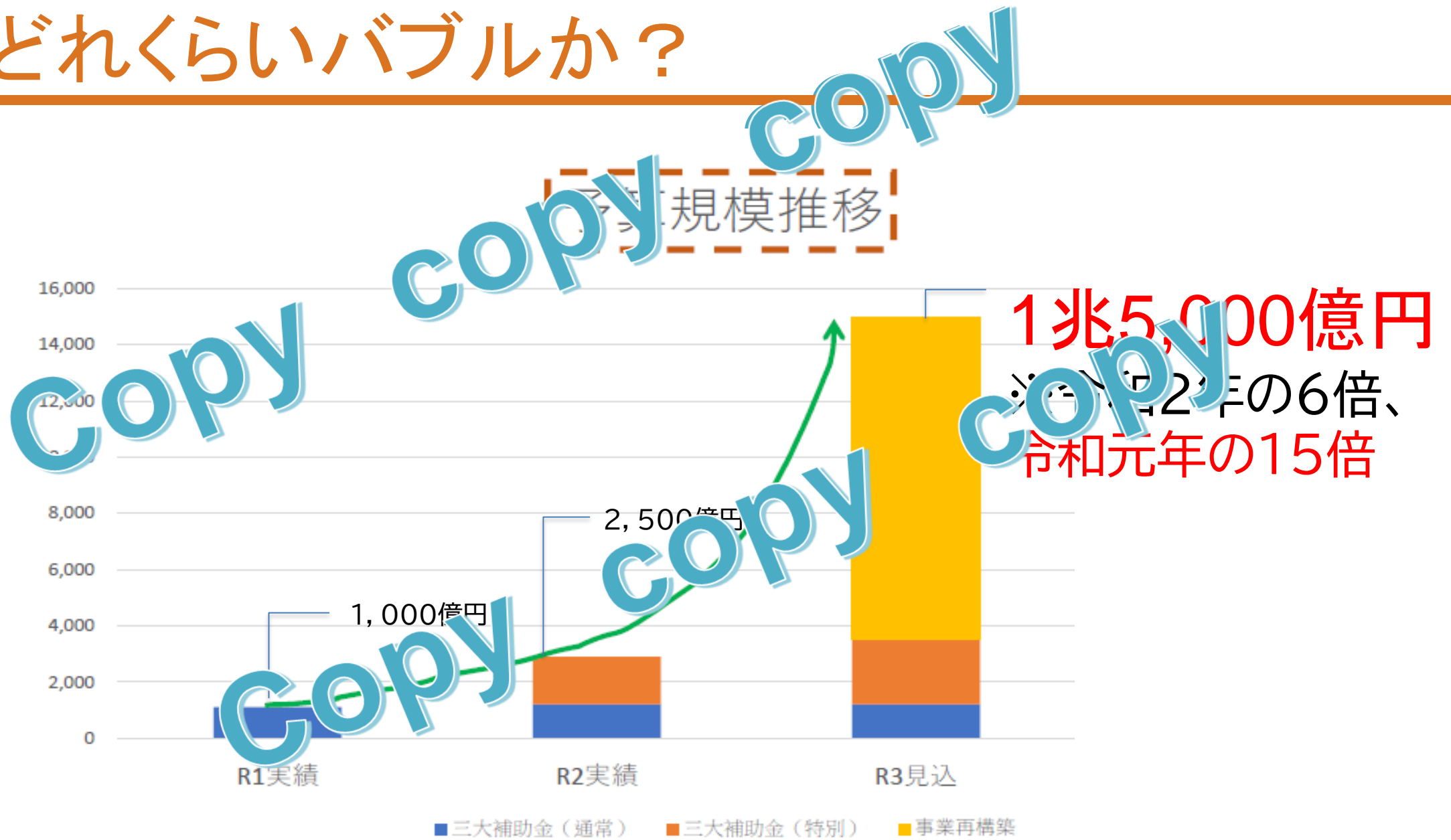
# どれくらいバブルか？



**25万2000件**  
※令和2年の倍、  
令和元年の6.5倍



# どれくらいバブルか？



# 予算枯渇による助成金マーケット縮小

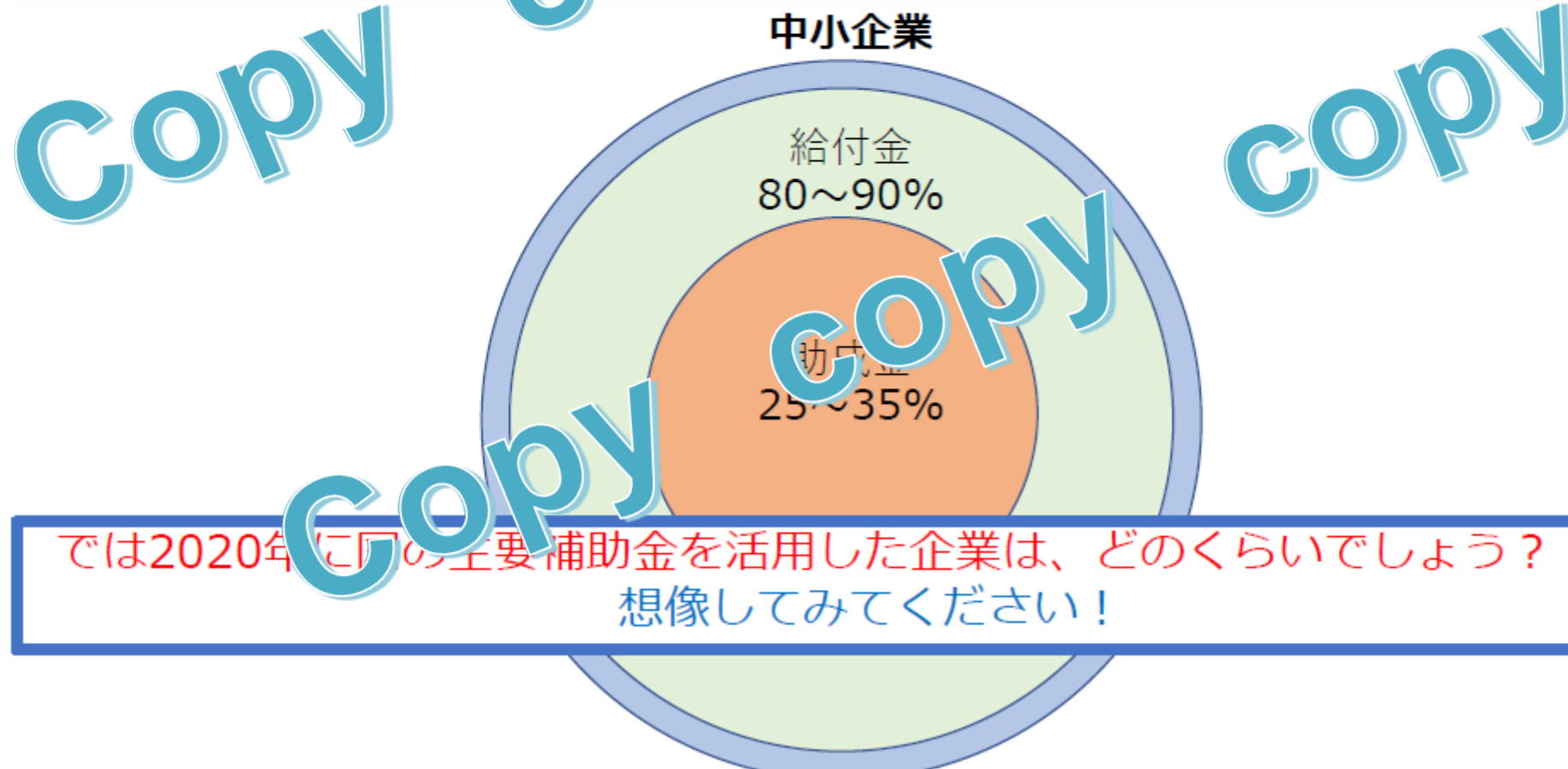
- 事業再構築補助金 : 7,123億円
- 3大補助金 + 事業再構築補助金 : 2,100億円
- 雇用調整助成金 : 5,843億円
- 中小企業アップ助成金 : 569億円

助成金の4~11倍も予算がある。

…予算の比較だけじゃなく、要件も厳しくなっている

Q : 2020年にどのくらいの企業が補助金を活用した？

ヒント②雇用調整助成金は  
2020年のピーク時に全企業の約3%が活用したと言われている  
→一度でも使ったのよ！前後？（従業員がいる企業の6~7割）



正解は... **約4%** : 主要補助金など約14万件

	持続化	IT・ものづくり 中小企業	事業再構築	合計
2019実績	11,808	7,386	9,863	<b>39,057</b>
2020実績	96,882	27,840	12,666	<b>137,588</b>
2021実績	59,628	30,825	10,185	<b>135,821</b>

コロナ前はわずか約4万件！**約1%**！  
2021年は事業再構築補助金が増えても横ばい



# 中小企業庁の調査では・・・

補助金・助成金は 年間3,000種類以上 公募があります  
中小企業庁の調査によると「国・都道府県・市町村などが交付する補助金・助成金」

認知率 **51.5%**  
理解率 **16.8%**

利用率に至ってはわずか**6%**

# 主な経済産業省の補助金（2022年度版）

補助金名	主な目的	補助金上限	獲得難易度
3 大 補 助 金	持続化補助金	販路開拓による 売上アップ	～50万円 (200万円) 易
	IT導入補助金	ITツール活用による 生産性向上	～150万円 (450万円) 普通
	ものづくり補助金	革新的な製品や サービスの開発	～750万円 (1,250万円) 難
New	事業再構築補助金	思い切った事業再構築 新規事業や業態転換	～2,000万円 (1億円) 最難

事業計画書とは？

事業承継補助金の場合

の書き方のポイントは

事業目的：	<p>経営者の高齡化に伴う後継者不足による事業継続が困難となる中小企業を支援。</p> <p><b>事業再編・事業統合を契機として経営革新等を行い、取組に必要な経費の一部を支援</b></p>
-------	--

**対象となる事業承継の類型**

<p><b>I型</b> 「後継者承継支援型」</p>	<p>経営者の交代を契機とした経営革新等を行う中小企業者に対する類型</p>
<p><b>II型</b> 「事業再編・事業統合支援型」</p>	<p>事業再編・事業統合を契機とした経営革新等を行う中小企業者に対する類型</p>
<p>事業承継を行う期間 ※2021年5月現在</p>	<p>2017年4月1日、補助対象事業期間完了日のいずれか早い日 2020年12月31日のいずれか早い日</p>

copy

copy

copy

copy

copy

**事業承継補助金**

事業を引き継いだ  
中小企業者が行う、  
事業承継後の新しいチャレンジ  
を応援

# 事業承継の要件 1/3

- 承継者が個人事業主の場合

承継者	判断の基準	事業承継の形態	被承継者条件	申請の種類
個人事業主	事業承継する（した）事業以外の経営を行っている	事業譲渡	法人	I型・II型
		事業譲渡	個人事業主	II型・I型
	事業承継する（した）事業以外の経営を行っていない	株式譲渡	法人	II型
		事業譲渡	法人	I型
		事業譲渡	個人事業主	I型

# 事業承継の要件 2/3

- 承継者が法人かつ被承継者が法人の場合

承継者	判断の基準	事業承継の形態	被承継者条件	申請の種類
法人	代表者が交代する（した）	会社間	法人	I型
	法人間で右のいずれかに該当する行為を行った（予定含む）	吸収合併		II型
		吸収分割		
		事業譲渡		
		株式交換		
		株式譲渡		
		株式移転		
新設合併				

# 事業承継の要件 3/3

- 承継者が法人かつ被承継者が個人事業主の場合

承継者	判断の基準	事業承継の形態	被承継者条件	申請の種類
法人	申請者である法人の総議決権数の過半数を有する者と、被承継者である個人事業主が同一でない	事業譲渡	個人事業主 ※	原則、申請できない
	申請者である法人の総議決権数の過半数を有する者と、被承継者である個人事業主が同一でない		個人事業主	Ⅱ型

※ただし2017年4月1日～交付申請日に、被承継者たる個人事業主に対する事業譲渡による事業承継が行われており、その承継者たる個人事業主が、事業承継対象期間内に法人化した又はする予定の場合もⅡ型の対象

# 補助対象経費 1/2

- 事業承継を契機とした経営革新等の取組に必要な経費であること

1、事業費	
人件費	本補助事業に直接従事する従業員に対する賃金及び法定福利費
店舗等借入費	国内の店舗・事務所・駐場の賃借料・共益費・仲介手数料
設備費	国内の店舗・事務所の工事、国内で使用する機械器具等調達費用
原材料費	試供品・サンプル品の製作に係る経費（原材料費）
知的財産権等関連経費	本補助事業実施における特許権等取得に要する弁理士費用
謝金	本補助事業実施のために謝金として依頼した専門家等に支払う経費
旅費	販路開拓等を目的とした国内外出張に係る交通費、宿泊費
マーケティング調査費	自社で行うマーケティング調査に係る費用
広報費	自社で行う広報に係る費用
会場借料費	広報活動に係る説明会等での一時的な会場借料費
外注費	業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費
委託費	業務の一部を第三者に外注（委任）するために支払われる経費



# 補助対象経費 2/2

2、廃業費	
廃業登記費	廃業に関する登記申請手続きに伴う司法書士等に支払う作成経費
在庫処分費	既存の事業商品在庫を専門業者に依頼して処分した際の経費
解体・処分費	既存事業の廃止に伴う建物・設備等の解体・処分費
現状回復費	借りていた設備等を返却する際に義務となっていた原状回復費用
移転・移設費用（Ⅱ型のみ計上可）	効率化の為に設備等移転・移設するために支払われる経費

※交付決定日前に発注や契約を行った経費は補助対象にはなりません

※売上の原価に相当する経費についても補助対象とはなりません

## 補助率・上限額

タイプ	枠組み	補助率	補助上限額
<b>I型</b> (経営者交代タイプ)	・原則枠	1/2以内	225万円
<b>II型</b> (M&Aタイプ)	・原則枠	1/2以内	450万円

廃業を伴う経費が存在する場合、補助上限が上乘せされます

要件を満たす申請であれば補助率2/3へ

タイプ	枠組み	補助率	補助上限額
<b>I型</b> (経営者交代タイプ)	・ベンチャー型事業承継枠 ・生産性向上枠	2/3以内	300万円
<b>II型</b> (M&Aタイプ)	・ベンチャー型事業承継枠 ・生産性向上枠	2/3以内	600万円

# 申請方法

令和元年度補正  
事業承継補助金 公募期間

2020年4月10日～2020年5月29日 19:00

申請方法

gBizIDプライムアカウントを用いた電子申請

申請方法



予算消化の度合いによっては、  
2次公募の可能性有

# 事業計画の策定

## 新たな取組の具体的な内容

経営革新等に係る取組の具体的な内容 

下記の該当する項目にチェックをつけてください

- 新商品の開発又は生産
- 新技術の開発又は提供
- 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- 設備の新たな提供の方式の導入
- 事業転換による新分野への進出
- 上記によらず、その他の新たな事業活動による販路拡大や新市場開拓、生産性向上等、事業の活性化につながる等

イ、経営革新等に係る取組で革新的なもの

ロ、経営革新等に係る取組

ハ、事業の体制

ニ、経営革新等に係る取組の収益性

実際の入力画面

- 電子申請画面では、計画の概要しか入力できないため、別途自由書式で事業計画書（補足資料）を作成。
- ボリューム感としてはA4 10Pほど
- 5W1Hが基本
- 過去～現在～未来への見通しとビジネスプラン
- 立てたビジネスプランを、小学生でも分かるように説明

## 事業計画書の内容

- 事業承継を行った後、どのような経営革新の取組を行うのか？
- それは自社にとってどのような新規性があるのか？
- 取組の成果は顧客やユーザーにどのような価値があるのか？
- どのような市場へ向けて販路開拓が出来るのか？
- どう事業を活性化できるか？

事業承継を通して、  
今後も長きに渡って企業を成長させる事、企業を発展させられるという点に重きを置く

# 事業計画書 見出し例

- 承継者の既存事業内容
- 事業承継に至る経緯と承継した事業内容
- 新規事業に至る経緯（顧客ニーズ、市場ニーズへの着目）
- 新規事業の具体的内容
- 設備投資や補助金の必要性
- 事業実施体制（社内体制・協力者がいる場合は事業概要図等）
- 事業実施スケジュール（補助事業期間内・補助事業終了後6年目まで）
- 事業の新規性を説明（自社で新たな取り組み、他社ではあまりない取り組みである）
- 新規事業における市場規模

A4 10ページ  
程度にまとめる

## 申請時に必要となる書類

- I型・II型双方に共通 全ての申請者の提出が必要な書類
- 該当する場合に必要となる書類
- 審査時に加点を希望する場合、エビデンスとして必要となる書類
- 申請類型がI型の場合に提出する書類
- 補足説明資料（事業計画書）

- ★ 類型・申請者によっても必要書類は変わってくるので注意
- ★ もの補助や小規模持続化と比較しても必要書類が多い為、早め（申請1か月前）に準備すること



# I型・II型双方に共通 全ての申請者の提出が必要な書類

(1)承継者（事業を受け継ぐもの）

①認定経営革新等支援機関による確認書	取引のある金融機関等にお問合せ下さい
②住民票	発行後3か月以内のもの
③履歴事項全部証明書	法人の場合。発行後3か月以内のもの
④直近の確定申告書	税務署受付印のあるもの（別表一、二、四）
⑤直近の確定申告書の基になる決算書	貸借対照表・損益計算書 個人事業主 税務署受付印のある直近の確定申告書 （別表一、第二表と青色申告決算書P1~4）
⑥先端設備導入計画認定書の写し 又は経営革新計画認定書の写し	補助金の事業計画と同一の内容 申請時既に認定を受けている事



(2)被承継者（事業を受け継がせるもの）

<b>①住民票</b>	発行後3か月以内のもの
<b>②履歴事項全部証明書 又は閉鎖事項全部証明書</b>	発行後3ヶ月以内のもの
<b>③直近の確定申告書</b>	税務署受付印のあるもの（別表一、別表二、別表四）
<b>④直近の確定申告の基となる 決算書</b>	貸借対照表、損益計算書 個人事業主の場合：税務署の受付印のある直近の確定申告書B（第一表、第二表、青色申告決算書のP1～P4）

# 該当する場合に必要な書類

(1)申請資格を有している事を証明する後継者の書類

※①～③に該当する場合いずれか1つ以上を提出

<p>①経営経験を有している者 (役員・経営者3年以上)</p>	<p>該当する会社の開業事項全部証明書又は閉鎖事項全部証明書 個人事業主・経験年数が確認できる年数分の 確定申告書B,所得税青色申告決算書</p>
<p>②同業種での業務経験 などを有している者</p>	<p>経歴書、在籍証明書</p>
<p>③創業・承継に資する 研修等を受講した者</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業を受けた証明書</li><li>・地域創業促進支援事業(潜在的創業者掘り起こし事業)を受けた証明書</li><li>・中小企業大学校の実施する経営者・後継者向け研修を履修した証明書</li></ul>

## (2)審査において加点を希望する場合に添付

<p>①債権者調整プロセスを経て、各プロセスの支援基準を満たした債権放棄等の抜本的な金融支援を含む事業再生計画を策定した場合</p>	<p>以下のプロセスを経る事（その他にも規定あり）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・中小企業再生支援協議会又は再生支援全国本部スキーム</li><li>・事業再生スキーム</li><li>・中小企業再生スキーム</li><li>・地域経済活性化支援機構の事業再生支援業務</li></ul>
<p>②「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」の適用を受けている場合</p>	<p>適用を受けている事が分かる書類</p>
<p>③経営力向上計画の認定を受けている又は経営革新計画の承認を受けている</p>	<p>認定書および申請書類</p>
<p>④申請者の地域経済への貢献内容</p>	<p>申請者が所在する区町村及び近隣への売上規模、近隣以外の地域の売上規模が分かる資料</p>
<p>⑤地域おこし協力隊として地方公共団体から所属を受けており、かつ承継者が行っている事業の実施地が当該地域であること</p>	<p>地域おこし協力隊員の身分証明書</p>

# 申請類型がⅡ型の場合に添付

## ① 事業再編・事業統合のスキームが分かる模式図

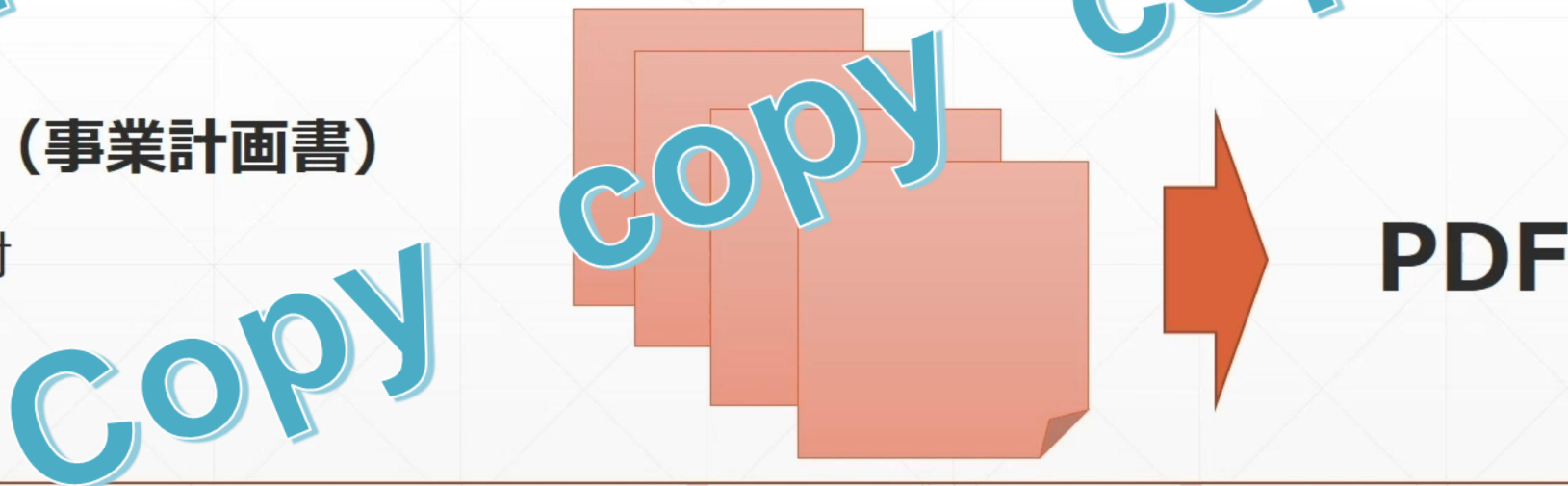
※被承継者と承継者の事業者名、代表氏名、役職、事業内容、議決権保有状況、承継形態、変動年月日等の模式図（自由書式）で表わす



任意提出

## ① 補足説明資料（事業計画書）

※必要に応じて添付



# 革新性、他社との競争力強化とは・・・

## ■ 経営革新計画 4つの類型

① 新商品の開発又は生産

② 新役務の開発又は提供

③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入

④ 役務の新たな提供の方式の導入  
その他の新たな事業活動

- 国内で、まだ誰も導入したことがない新しい設備を導入する事

— 革新的な取り組み ではない

<革新的取り組みの例>

- 市場にあまり出回っていない新商品・サービスを開発する
- 作る“モノ”は変わらないが、“作り方”を変える
- 壊れにくい・メンテナンス不要など、従来の製品に新しい価値を付ける

# 申請スキーム

	①申請者（承継者）	事業構想を固める
公募開始直後	②申請者（承継者）	事業承継補助金に対する認知・理解を深める
申請1カ月前～	③申請者（承継者）	事業計画書の作成開始
申請1カ月前～	④申請者・被承継者	申請書に必要な書類を準備
	⑤申請者（承継者）	認定支援機関の選定 申請予定である事・認定支援機関確認書作成の申請をする旨あらかじめ一報
～締切2週間前	⑥申請者（承継者）	事業計画書の完成（6年目までの売上計画必要）
	⑦申請者（承継者）	認定支援機関への事業計画書の持ち込み、確認書の作成依頼
約1週間	⑧認定支援機関	計画書の確認、確認書作成・押印
1～3日	⑨申請者（承継者）	認定支援機関確認書の受取・申請書類取りまとめ
締切3日前	⑩申請者（承継者）	Webから申請、審査結果を待つ